

6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間 ～ 不正改造は犯罪です。～

関東運輸局では6月1日から30日までの1か月間を「不正改造車を排除する運動」の強化月間とし、警察や関係機関と連携した街頭検査の実施、自動車ユーザーへの啓発活動など、不正改造車の排除に向けた取組みを強化します。

1. 街頭検査の実施 ～強化月間中 20 回実施予定～

警察機関、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、以下のような不正改造がされている車両の使用者に対して整備命令を発令し、厳正に対処します。

※不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金

- マフラーの切断・取外しや、騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- タイヤやホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- 灯光の色や点灯状態が不適切な灯火器や、回転灯等の取付け
- 直前直左の周辺状況を確認するための鏡（又はカメラやモニター）の取外し
- 窓ガラス（前面、運転者席、助手席）への着色フィルム等の貼付や前面ガラスへの装飾板の装着
- 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- 基準外のウイング（エア・スポイラ）の取付け
- 土砂等を運搬するダンプ車の荷台へのさし枠の取付けやリアバンパの切断・取外し

2. 不正改造を「しない」・「させない」ための各種啓発活動

ユーザーや販売店に対するポスターの掲示やチラシ（別紙1～別紙5）の配布や各種研修・講習、整備士養成施設等での出前講座等により、不正改造の抑止を図ります。

3. 不正改造車の情報収集

不正改造車、迷惑黒煙車に関する情報提供・相談窓口「不正改造車・黒煙110番」（別紙6）を設置し、寄せられた情報をもとに自動車使用者に対し不正改造箇所の改善・報告を求めるハガキを送付して、不正改造に関する認識の向上と排除に向け活用します。

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 川村・鈴木

電話：045-211-7254 FAX：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

! このような改造は不正改造です。

1 基準不適合マフラーの装着/ 消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因になります。



2 灯火類の色の変更

クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

3 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー) 外へはみ出し

適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。



4 運転者席・助手席の窓ガラスへの 着色フィルム等の貼付

(貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



5 基準外ウイングの取り付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

6 A. 荷台さし枠の取り付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取り外し C. 大型後部反射器の取り付け



7 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取り外し



あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。

- 不正改造車の使用者 整備命令の発令
- 不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金

不正改造車を排除する運動

推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会
 (一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車整備協同組合連合会、全国自動車部品整備協同組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本バス協会、(一社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸売協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自動車用品協会連合会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査整備振興会、(一社)日本自動車用品、部品、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車部品協同組合、全取石油商車組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ワイドワ、フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品、部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本 RV 協会

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら
● 車両のナンバー
● 不正改造の内容
をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



不正改造チェック項目

乗用車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

車幅灯

- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

番号灯

- 白色であるか

後退灯

- 白色であるか

尾灯

- 赤色であるか

制動灯

- 赤色であるか

方向指示器

- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

後部反射器

- 赤色であるか

ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最後端とならないか 等

乗用車・貨物車共通

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態での可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

貨物車

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ（土砂等運搬）

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

速度抑制装置（スピードリミッター）

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

二輪車

消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

不正改造は犯罪です!

ちょっと待って!

バイクも
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品を!

「犯罪」
って知ってる!?

ネットで購入する際は



要注意です。

ドドドドド



ダメ!ダメ! 違法マフラー



詳しくはQRコードを!

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は
30万円以下の罰金

マフラー（消音器）に対する騒音対策

適用時期 平成 22 年 4 月以降に製作される自動車及び原動機付自転車に適用

※車検がない原動機付自転車（～125cc）、軽二輪自動車（125～250cc）にもこの基準は適用されます。

1 騒音低減機構を容易に除去できるマフラーの装着を禁止

不
適
合
例

■ マフラーの消音機能に関する部品が溶接、リベット等に取り付けられていないもの。

(例) マフラーにインナーサイレンサーがボルト止め、ナット止め、接着等により取り付けられており、容易に取り外せるもの



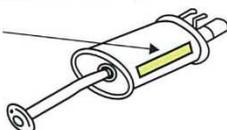
2 新車段階だけでなく、使用過程時にも加速走行騒音の防止要件が適用

基
準
に
適
合
す
る
も
の
の
例

① 次のいずれかの表示があるマフラー

(イ) 自動車製作者表示（純正マフラー）

(例) 自動車メーカー商号、
商標等



(ロ) 装置型式指定品表示（自マーク）

(例) 自

(ハ) 性能等確認済表示（確認機関が性能等を確認した交換用マフラーに行う表示）

(例)



(性能等確認済表示の例)

確認機関の略称のサンプル例



(ニ) 協定規則適合品表示
(Eマーク)

(例)



(ホ) 欧州連合指令 (EU 指令)
適合品表示 (e マーク)

(例)



(数字は認定国の番号を示し、番号は認定国により変わります。乗車定員 11 人以上又は車両総重量 3.5 トンを超える自動車の場合を除きます。)

② 次のいずれかの自動車等が現に備えているマフラー

(イ) 加速走行騒音試験を実施して騒音値が基準に適合する自動車等

■ 公的試験機関が実施した試験結果が必要となります。

(ロ) 加速走行騒音レベルが協定規則又は EU 指令に適合する自動車等

■ 外国の法令に基づく書面又は表示で確認できます。例えば、以下のものがあります。

(ただし、同一性や基準への適合性が明らかであることが必要です。)

- COC ペーパー (EU 指令に基づく車両型式認可車両に交付される適合証明書)
- WVTA ラベル又はプレート (EU 指令に基づく車両型式認可を受けた車両に貼付されている当該車両型式認可番号が表示されているもの)

注意!

平成 28 年 10 月以降に製作される自動車等は運行中にこれらの表示や試験成績表等が確認できない場合、基準不適合となります。

参考：不正改造に
関する罰則

不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶ 整備命令に従わない場合については
50 万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6 ヶ月以下の拘禁刑又は
30 万円以下の罰金

あなたの自己満足のために
多くの人が迷惑しています。

不正改造は犯罪です。



○ **不正改造車の使用者 整備命令の発令**

○ **不正改造の実施者 6ヵ月以下の拘禁刑 又は 30万円以下の罰金**

不正改造車を排除する運動

不正改造車
迷惑黒煙車
通報連絡先

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
 - 不正改造の内容
- をこちらまで



不正改造車を
排除する運動
ホームページ



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備振興会連合会、日本自動車車体整備協同組合連合会、全国自動車電装品整備商工組合連合会、全国タイヤ商工協同組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(公社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自家用自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウィンドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国ディーゼルのポンプ振興会連合会、全国自動車大学校、整備専門学校協会、全国自動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会、(一社)日本RV協会

不正改造車・迷惑黒煙車相談窓口「不正改造車・黒煙 110 番」

【連絡先一覧】

運輸支局 担当部門	電話番号	FAX 番号
東京運輸支局 整備	03-3458-9231 音声ガイダンス：「4」	03-3458-9783
神奈川運輸支局 整備	045-939-6800 音声ガイダンス：「4」	045-939-3006
埼玉運輸支局 整備	048-624-1835 音声ガイダンス：「2」	048-783-4190
群馬運輸支局 整備	027-263-4440 音声ガイダンス：「4」	027-261-0032
千葉運輸支局 整備	043-242-7336 音声ガイダンス：「3」	043-244-0760
茨城運輸支局 整備	029-247-5348 音声ガイダンス：「3」	029-248-4773
栃木運輸支局 整備	028-658-6123	028-659-2416
山梨運輸支局 整備	055-261-0880 音声ガイダンス：「4」	055-263-1418

※電話の受付は、平日 8:30～17:15 です。(土日祝日、年末年始は休み)

【不正改造車・迷惑黒煙車情報提供入力フォーム】



URL : <https://www.mlit.go.jp/form-tb/index.php?f=mailform01.html>

【道路運送車両法 抜粋】

(不正改造等の禁止)

第九十九条の二 何人も、第五十八条第一項の規定により有効な自動車検査証の交付を受けている自動車又は第九十七条の三第一項の規定により使用の届出を行っている検査対象外軽自動車について、自動車又はその部分の改造、装置の取付け又は取り外しその他これらに類する行為であつて、当該自動車が保安基準に適合しないこととなるものを行つてはならない。

(罰則)

第百八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条、第十一条第五項、第二十条第一項若しくは第二項、第三十五条第六項、第三十六条、第三十六条の二第七項（第七十三条第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二第七項、第五十八条第一項、第六十九条第二項又は第九十九条の二の規定に違反した者

二・三 略